

久留米市中央学校給食センター（仮称）
整備事業

基本協定書（案）

平成 20 年 7 月 7 日

久留米市

久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）に関して、発注者（以下「甲」という。）と●グループ（協力企業を含む。以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本基本協定は、本件事業に関し乙が落札者として選ばれたことを確認し、乙の設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する事業契約の締結に向けて、甲及び乙の双方の協力について定めることを目的とする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、事業契約書の趣旨や提案内容を逸脱しない範囲内において本件事業の入札手続に係る選定委員会及び甲の要望事項を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本協定締結後、平成21年2月●日までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として事業予定者を久留米市内に設立し、その履歴事項証明及び現行定款の原本証明付写しを甲に提出するものとする。乙は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして、甲に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、乙は、事業予定者をして、事業予定者の本店所在地を久留米市外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

2 事業予定者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、乙は、事業予定者の定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

3 事業予定者の設立に当たり、代表企業及び構成企業は必ず出資するものとする。また、本件事業の終了に至るまで、代表企業は事業予定者の出資者中最大の議決権を持つものとし、代表企業及び構成企業は事業予定者における議決権保有割合の合計が事業予定者の議決権総数の50パーセントを超過するように維持するものとする。代表企業及び構成企業以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加を認める場合には、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。

（株式の譲渡等）

第4条 乙の代表企業又は構成企業は、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

2 乙の代表企業又は構成企業は、前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

（業務の委託、請負）

第5条 乙は、事業予定者をして、設計に係る業務を●●に、施設整備に係る業務を●●に、開業準備に係る業務を●●に、維持管理に係る業務を●●に、運営に係る業務を●●にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、事業契約締結後速やかに、前項に定めるところに従ってそれぞれ業務委託契約、請負契約又はこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。

3 第1項に定めるところに従って事業予定者から業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、本基本協定締結後、平成21年3月●日を目途に、甲と事業予定者間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。

2 甲は、入札説明書に添付の事業契約書(案)の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本件事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

3 甲及び乙は、事業契約締結後も本件事業の遂行のために協力するものとする。

4 事業契約の締結がなされる前に、本件事業の入札に関し、乙の構成員に以下の各号の事由が生じたときは、事業契約仮契約又は本契約を締結しないことができるものとする。

(1) 乙の構成員に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令が、同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙の構成員に対してなされた独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令が、同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙の構成員に対してなされた独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。次号において「乙の構成員に対してなされた審決」という。)に対し、乙の構成員が当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙の構成員に対してなされた審決に対し、乙の構成員が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙の構成員又は乙の構成員の代表者、代理人、使用人その他従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

5 事業契約の締結がなされる前に、乙の構成員に以下の各号の事由が生じたときは、事業契約仮契約又は本契約を締結しないことができるものとする。

(1) 乙の構成員のうち代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合。

(2) 乙の代表企業を除く構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合で、甲が当該構成員の除外又は変更を認めなかったとき。

(準備行為)

第7条 事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、乙は本件事業に関して必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で自己の費用に係る準備行為に協力するものとする。

2 乙は係る協力の結果（設計に関する打ち合わせの結果を含む。）を事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約の不調)

第8条 事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、すでに甲及び乙が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金)

第9条 事業契約締結後において、事業契約に関し、第6条第4項各号のいずれかの事由が生じた場合、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙のうち同条同項各号該当性に対し帰責性を有する者は連帯して、落札金額の100分の20に相当する額の違約金を甲に支払う。

2 同一の事実につき同条同項の複数の号に該当した場合でも、乙は、前項に規定する違約金を重ねて支払うことはない。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は本協定書に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと並びに本協定書の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は福岡地方裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定を●●通作成し、甲及び乙の代表企業、構成企業及び協力企業は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

久留米市城南町 15 番地 3

久留米市

久留米市長

印

乙

代表企業

住所

名称

代表者

印

構成企業

住所

名称

代表者

印

構成企業

住所

名称

代表者

印

協力企業

住所

名称

代表者

印

協力企業

住所

名称

代表者

印